										No1
事務事業	坐 名	細街路拡射	冨整備事			部課名		くり部建築課	課長名	中山
						担当者名		上村	内線	2844
		る小事業名 ド(24年度)		ҕ路拡幅整備 ҕ路拡幅整備						
	業の種類	新規事		24年度	23年度		建設事業			の継続事業
開始年月		昭和	平成	59		根拠		、東京都建築		
終期設定		有 無				法令等		ī路拡幅整備 要		
実施基準	毕		準内		区独	自基準	計画区分	計	画	非計画
	な評価 美体系		見好で快	郁巾[] 適な生活環均 環境の形成[[80]				
目的								所有者の協力 性の向上及び		
対象者 等								幅可能な敷地 。整備率 3 6		有者。
内容	う際に、 に区が値 1.助 2.後	建築 主 選 漢 の 別 の の が 後 び し の の の の の の の の の の の の の	びや図寸の屏部が土地面を、地面を、地ケックを、地域の、地域のの単純ののの型を、	有者の協力 装を実施し の支援 助成(ガス の移設の助 地の助成®60 地の強産税等(定資産税等)	を得な ・成®10,000/ の非課税	既存道路の 備する。 の移設 設経費 0/m 申告手続き	中心から 2 (*) @30,000/ の代行	地に、建築物 mの位置を道 ㎡ に@28,350/件	路境界と	し、後退部分
経過	・昭和6 ・平成 2	0年 荒川[2 年 荒川[荒川[0、21年 持	区細街路 区細街路 区細街路 指定道路	拡幅整備要 拡幅整備に 拡幅整備を 拡幅整備に 図及び指定 の道路の位	半う助成 一部改正 伴う助成 道路調書	し、助成金 金交付要綱 作成委託	の交付を荒 を廃止	川区細街路拡 の閲覧	幅整備要線	綱に包含し、
必要性	情であっか進捗し	+- 古光1	こ対する 2 項道路	法的強制力	++1114	ᄁᆂᄼᄼ	1 1 4 CC 7 22	退した部分が の理解と協力 地域の防災性	ナルマギ	후 /- tchin あ /#
実施方法	2.建築3.建築	突確認事前相 突確認申請1 突工事完了很	こ併せて 复に拡幅	(直営の 細街路拡幅 拡幅整備承 整備工事を 助成金の交	整備事業 諾書を受 実施する	理する。 。(道路課		臨時職員)		

							(単作	立:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
算	予算額	33,368	31,504	110,961	110,062	33,442	33,693	32,125
•	決算額(24年度は見込み)	27,401	29,722	107,415	108,104	31,700	30,056	32,125
決	人件費等	21,522	21,592	21,434	20,443	22,010	21,386	
算	減価償却費					8,715	9,330	
額	【事務分担量】(%)	310	310	310	300	300	300	
等	合計(+ +)	48,923	51,314	128,849	128,547	62,425	60,772	32,125
の	国(特定財源)	0	0	38,745	39,900	3,000	7,468	7,377
推	都(特定財源)	1,393	0	0	0	0	0	0
移	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	47,530	51,314	90,104	88,647	59,425	53,304	24,748
実	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
績	整備件数(件)	240	237	246	173	200	214	214
の	整備延長(m)	2,506	2,293	2,446	1,641	1,925	2,189	2,189
推	整備面積(㎡)	1,380	1,354	1,487	849	1,111	1,280	1,280
移	すみ切り整備(ヶ所)	28	34	42	33	32	32	32

No2

								110=	
ĺ	子	節・細節・	平成22年度(決	算)		(算)	平成24年度(予算)		
J			主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
	算・	負担金補助 及び交付金	後退用地整備助成	24,346	後退用地整備助成	23,133	後退用地整備助成	24,590	
١	決 算	一般需用費	消耗品、印刷製本	1,044	消耗品、印刷製本	1,059	消耗品、印刷製本	1,035	
	月 の	委託料	後退用地非課税申告		後退用地非課税申告	3,260	後退用地非課税申告	3,927	
	内	委託料	指定道路図保守委託	2,562	指定道路図保守委託	2,573	指定道路図保守委託	2,573	
	訳								
	ц/ (

					指標の推	移			
指	事務事業の成果とする指標名		21年度			24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明	
		後退用地整備率(%)	34	35	36	37	年間1%増	整備延長/整備対象道路延長両側	
標		拡幅整備承諾率(%)	94	84	90	93	95	承諾書受理/承諾書対象件数	
ाम		公共施設後退整備率(%)	72	76	77	78	80	整備延長/整備対象道路延長	

(問題

- ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。
- 、・密集住宅市街地整備促進事業の他に、20年度から都市防災総合推進事業が導入された。

分・ ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は145施設あり、その施設にかかる対象道路延 析課 長5,896mのうち4,458mが整備済である。(整備率75.5%、107施設整備済)

3

他区の実

題

(実施

19

X

未実施

区)

22区実施率:86.3% (条例10区、要綱9区)

問題,	点・課題の改善策						
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容					
	建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。	建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。					
	密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が 導入されているので、この事業を活用していく。	密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が 導入されているので、この事業を活用していく。					
	未整備の区の公共施設については、建設・改修工事に とらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	未整備の区の公共施設については、建設・改修工事に とらわれず計画的に拡幅整備をしていく。					

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等			
24年度設定	25年度設定	が類についての説明・息兄寺			
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。			

況 (要旨)	議	
へ 会	会	
要質	質	
旨問	問	
ン状	状	

									No1
事務事業	 Ľ名	建築指導事務	ξ		部課名	防災都市づくり		課長名	中山
J-101 J- 21	~ ⊔	是不11寸子57	_		担当者名	伊藤		内線	2 8 4 1
		る小事業名 ド(24年度)	建築指導事務費	(0 1 -	0 1 - 0 1)			
事務事業	業の種類	新規事業	(24年度	23年度)	建設事業		それ以外	・の継続事業
開始年度		昭和 平	∠ 成	年度	根拠				
終期設定		有 無			法令等				
実施基準	<u> </u>	法令基準区		区独	自基準	計画区分	計	·画	非計画
	文評価 (体系		安心都市[] 性の高い都市基盤 的な市街地整備の						
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。								
対象者 等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。								
内容	1 建築確認審査								
経過	・昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。(11月23日施行) ・平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。(平成15年7月1日施行) ・平成17年9~11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・平成19年6月20日 内に建築基準法が施行された。(11機関)・平成22年3月2日 建築基準法施行規則が改正された。(6月1日施行)								
必要性	建築基準	≛法に基づく均	也方自治体としての	D基本的	な事務であ	る。			
実施 方法	(1直営)	(直営の地	場合	常勤	非常勤 臨日	侍職員)		

_								
							(単1	立:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
算	予算額	528	15,323	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677
•	決算額(24年度は見込み)	490	3,711	3,883	2,997	4,599	3,429	4,677
決	人件費等	100,736	100,161	103,966	100,421	110,676	110,518	
算	減価償却費					42,995	46,834	
額等	【事務分担量】(%)	1,230	1,230	1,320	1,436	1,480	1,522	
	合計(+ +)	101,226	103,872	107,849	103,418	158,270	160,781	4,677
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)	95	121	121	121	121	121	121
移	その他(特定財源)	13,115	16,881	14,611	10,753	10,655	9,354	11,650
	一般財源	88,016	86,870	93,117	92,544	147,494	151,306	-7,094
	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実	建築確認申請数(区)	240	205	195	141	138	122	122
績	建築確認申請数(民間確認機関)	401	332	336	357	491	531	531
の	違反件数	116	89	83	87	61	33	33
推	証明発行件数	2,060	2,351	1,868	2,345	2,076	2,047	2,047
移	閲覧件数	1,417	1,938	2,061	2,351	3,322	3,656	3,656
	構造計算適合性判定件数		14	16	9	14	9	9

No2

							1102	
子	節・細節	平成22年度(決	算)		:算)	平成24年度(予算)		
J.		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	
算	一般需用費	消耗品購入(図書等)	286	消耗品購入(図書等)	320	消耗品購入(図書等)	363	
決	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	145	特定行政庁団体賠償責任保険料	91	特定行政庁団体賠償責任保険料	91	
算	委託料 特定建築物定期報告等委託		1,352	特定建築物定期報告等委託	1,271	特定建築物定期報告等委託	1,790	
の		構造計算判定委託	2,701	構造計算判定委託	1,656	構造計算判定委託	2,342	
内	使用料及び	建築行政共用データベース利用料	115	建築行政共用データベース利用料	91	建築行政共用データベース利用料	91	
訳	賃借料							
н/ \								

Ī					指標の推	移		
	指	事務事業の成果とする指標名	21年度	22年度	23年度	24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明
	標	完了検査実施率	81%	82%	82%	83%	85%	検査済件数 / 確認申請件数

1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法へ問律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務指題の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。

標点 2 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関分・が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかる析課 ため、確認業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新ン題 たに策定する「建築安全マネジメント計画」に基づき、確認審査事務の一層の迅速化を進めていくことが求められている。

他区の実

(実施 22 区 未実施 区)

問題,	引題点・課題の改善策 									
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付 時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続 き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが進むことから、指定確認検査機関等との連携を図りながら、 建主に働きかけていく。								
	建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築行政に対する区民へのサービスの充実を図るため、建築確認等の区民の建築に対する問い合せに、迅速で的確に対応する体制を構築する。								
	指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関と の連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との更なる連携を図 り、建築行政に対する区民の信頼性を高めていく。								

事務事	業の分類	公類についての説明、辛見笑						
24年度設定	25年度設定	分類についての説明・意見等 						
継続		区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保する ことは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。						

況議	
かし時表	
へ 会	
要質	
(要質問	
少状	

					-			No1
事務事業	業名	応急危険度判	定員制度			防災都市づくりき		
事務事業	を構成す	る小事業名	応急危険度判定	'費(01 0	担当者名	杉山	内約	泉 2847
	事業コー	ド(24年度) 新規事業	(24年度	23年度		建設事業	エ カ	 以外の継続事業
開始年度					<i>)</i> 根拠			レスプトリン AML ATC 手来 災建築物応急危険度判定要綱、
終期設定		有無	1-20		法令等	東京都防災ボランティアに		火连来彻心志心快及判定安嗣、
実施基準		法令基準内		区独	自基準	計画区分	計画	非計画
	(評価 体系		安心都市[] ・防犯の街づくり 時における体制の		-01]			
目的			区内建築物の使 し、区民の安全				こよる倒壊、語	部材の落下等から
対象者 等	震災に	より被災した	区内建築物					
内容	下等からる (保を包集) (1) (2) (3) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (9)	を生じる建築物 の。 京都被災建築物 京都被災建築物 (区在住またし 川区在任または 区在住またが 区を建築物 区建築物策本 が で が で が で が で が で が で が で が で が が で が で で で で で で で で で で で で で	の危険性の有無物応急危険性の有無物応急危険でで見ります。 かる建築判定度判定を があるを があるがででしまり、 があるがでいます。 があるができませる。 があるができませる。 があるができませる。 があるができませる。 があるができませる。 がある。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がし。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 は、 は、 がしる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・程 程 程 度 に で に に に に に に に に に に に に に	定し、調査によりでは、「講査」では、 ・調査を区では、とのでは、とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を物に表示し、二型」という。) を講し、東京都防 は員36名) 区判定委員会」と 訓練を行う会(会員 と関し、判定結果	次災害の防止 災ボランティアという。) 夏71名) を取りまとめ	る倒壊、部材の落 、区民の安全の確 して登録された者
経過	平成 1 平成 1 平成 1	5、16年度 6年10月 9年 7月	新潟県中越冲	判定実施 震におい [・] 地震におし	訓練に参加 て判定員と いて判定員	して区職員派遣 として区職員派遣	遣(1名)	
必要性	の必要性	は非常に高い		判定技術の				するため、本制度 応急危険度判定を
実施方法	(1直営)	(直営の	場合 	常勤	非常勤 臨時	職員)	

							(単1	位:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
算	予算額	32	32	32	32	32	32	32
•	決算額(24年度は見込み)	6	6	5	3	3	3	32
決	人件費等	1,708	2,562	2,541	2,443	2,616	2,541	
算	減価償却費					872	933	
額等	【事務分担量】(%)	20	30	30	30	30	30	
	合計 (+ +)	1,714	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	32
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)							
杉	その他(特定財源)							
	一般財源	1,714	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	32
実績	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
績	区判定員会総会出席者	40	40	25	20	19	22	30
の								
推移								
移								

No2

ſ	了	節・細節	平成22年度(決	算)		·算)	平成24年度(予算)		
J.		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)		
ı	算	報酬費	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	26	
	· 決	食糧費	判定員総会賄	3	判定員総会賄	3	判定員総会賄	6	
ı	算								
ı	みの								
ı	内								
	訳								
	п/\								

					指標の推	移		
指	事務事業の成果とする指標名	21年度	22年度	23年度	24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明	
		区判定員会会員数	73	70	80	90	100	最終目標100名
	標							
	TAN							

〇問	・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化する必要が ある。
指題 標点	・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る 必要がある。
分・ 析課) 題	・震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性が あるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。
)題	・転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
施区	(実施 22 区 未実施 区)
施状況の実	
人	

問題	問題点・課題の改善策									
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	模擬訓練等により判定員相互の連携強化や、区主催震 災訓練等で判定活動を実施し、本制度を区民に周知す るとともに、制度の問題点を洗い出す。	区判定員会の更なる体制強化を図り、震災時における 確実で迅速な判定を実施できる体制の構築をめざす。								
	年1回の総会において、専門家の講演を含んだ講習会 等を実施し、区判定員の技術の向上を図る。	日本大震災での応急危険度判定における課題・問題点 を踏まえて、区判定員個々の判定技術の向上をめざ す。								
	新たに東京都防災ボランティアに登録した区在住・在勤の判 定員に対し、区判定員会への入会を促す。	平成25年度の目標である区判定員会会員数100名体制 を構築し、余震時の二次災害を防止と区民の安全を確 保をめざす。								

事務事	業の分類	公叛についての説明、辛見笑					
24年度設定	25年度設定	分類についての説明・意見等					
継続		連動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、 区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。					

況 (要旨)	
会 会	
要質	
旨問	
ン 状	

No₁

		1				+n+m /-	B+ /// +B-+>	/ . ^ ÷==+ **		No1
事務事業	業名	荒川区耐	震改修促	性計画の推進	隹	部課名 担当者名	防災都市づく 伊		課長名 内線	中山 2 8 4 1
		る小事業名 ド(24年度)				1 0	13K	אנאו ניין	2041
事務事業	業の種類	新規事	業 (24年度	23年度		建設事業		それ以外	トの継続事業
開始年		昭和	平成		年度	根拠	建築物の耐	震改修の促進	に関する	
終期設定			無		年度	法令等 自基準	計画区分			
7.0	•		準内 安全安心			日埜年	可回区刀	計	<u> </u>	非計画
	ሷ評価 ⋛体系			犯のまちづく	(リ[11]					
争未	F 冲 尔 	施策	災害に強	いまちづくし)の推進[[11-03]				
目的)建築物のi E目的とす		を促進すること	とにより	、都市の防	災性を高め、	震災から区	民の生命	i及び財産を守
対象者 等		選基準(昭 防災上重			に建てら	られた住宅、	民間特定建	築物(不特定	官多数の	者が利用する建
内容	1 対象区 2 計画の 3 計画の)内容	耐震(化の目標 ・住 宅 ・民間特定 ・防災上重 化の取組み方 化にかかる総	要な公共 i針 i合的なiii	施策の展開	90% 90% 100% 度から平成2	27年度の8年間	5	
経過	・平成15 ・平成26 ・平成26 ・平成26 ・平成26	9年7月 0年4月 0年5月 0年5月	第 計 都 庁	十画策定のたら 1回の策定委 十画の素案を 3の同意を受り ・議等の決定を き設環境委員会	員会を開 決定、都 する を受け、	開催、検討の に同意を求	D開始 める	計画」を決定	する。	
必要性	は、区戸国・都	Rを震災か Bの耐震関	ら守るた 連補助金	め、区内の	建築物の 年度より	耐震化を促 本計画に位	進するため(置づけられが	の計画である たものが対象	0	策定した。区 [いる。財源を
実施方法	(1直営)	(直営の	場合	常勤	非常勤	臨時職員)		

							(単1	位:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算	予算額	-	ı	ı	-	ı	-	-
•	決算額(24年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-
決	人件費等	-	1,708	847	407	436	423	
算	減価償却費					145	156	
額	【事務分担量】(%)	ı	20	10	5	5	5	
等	合計(+ +)	0	1,708	847	407	581	579	0
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)							
杉	その他(特定財源)							
	一般財源	0	1,708	847	407	581	579	0
実績	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
績								
の	_							
推移								
移								

No₂

							1102
子	節・細節	平成22年度(決算)			·算)	平成24年度(予算)	
J		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
算							
決							
算							
の							
内							
訳							
4/ (

				指標の推	趙移		
指	事務事業の成果とする指標名	21年度	22年度	23年度	24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明
	住宅の耐震化率	77	78	80	81	82	耐震性のある住宅戸数/全体住 宅戸数(27年度目標90%)
標	民間特定建築物の耐震化率	84	84	84	86	88	27年度目標90%
ាភ	防災上重要な公共建築物の耐 震化率	91	92	94	95	97	27年度目標100%

耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供 の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。 一問 指題 平成21年度実績 平成22年度実績 平成23年度実績 標点 耐震診断72件(木造) 耐震診断 6件(非木造) 耐震診断28件(木造) 耐震診断 3件(非木造) 耐震診断34件(木造) 耐震診断 1件(非木造) 分・ 析課 耐震設計 4件(木造) 耐震設計 2件(非木造) 耐震設計 2件(木造) 耐震設計 1件(非木造) 耐震設計 2件(木造) 耐震設計 1件(非木造) 耐震補強 2件(木造) 耐震補強 2件(非木造) 耐震補強1件(木造) 耐震補強1件(非木造) 耐震補強 2件(木造) 耐震補強 0件(非木造) 題 耐震建替0件(非木造) 耐震建替 6件(木造) 耐震建替10件(木造) 耐震建替0件(非木造) 耐震建替43件(木造) 耐震建替 1件(非木造) 他区の実 (実施 22 \overline{X} 未実施 区)

問題	問題点・課題の改善策								
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容							
		特定緊急輸送道路沿道建物等の非木造の建築物の耐震 化を推進する体制の構築を図る。							

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	力規にプロモの説明・息兄寺
重点的に推進		区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必 要性は高い。

況議			
況 (要旨)			
り状			

No1

事務事業名 プロック塀寺び修助成事業 担当者名 加藤 内線 2 8 事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(24年度) プロック塀等耐震改修促進事業費(01-11-04) 事務事業の種類 新規事業 (24年度 23年度) 建設事業 それ以外の継続開始年度 根拠 接別設定 有 無 年度 法令等 法令等 法令等 法令等 法令基準内 都基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計 分野 安全安心都市[] 政策 防災・防犯のまちづくり[11] 施策 災害に強いまちづくりの推進[11-03] 行政評価事業体系 道路等に面し、震度 5 強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にか用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者 管 (平成20年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)	要綱 画			
事務事業を構成する小事業名	売事業 要綱 画			
及び予算事業コード(24年度) プロック塀寺町長改修促進事業員(01-11-04) 事務事業の種類 新規事業 (24年度 23年度) 建設事業 それ以外の継続開始年度 際期設定 有無 年度 法令等 根拠 法(大学等) 共同区プロック塀等の改修助成金交付署 実施基準 法令基準内 び独自基準 計画区分 計画 非計 行政評価事業体系 例野 安全安心都市[] 政策 防災・防犯のまちづくり[11] 施策 災害に強いまちづくりの推進[11-03] 道路等に面し、震度 5 強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なプロック塀等の改善にか用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のプロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)	要綱 画			
開始年度 昭和 平成 21 年度 根拠 法令等 根拠 法令等 売川区ブロック塀等の改修助成金交付署 実施基準 法令基準内 都基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計 行政評価事業体系 分野 安全安心都市[] 政策 防災・防犯のまちづくり[11] 施策 災害に強いまちづくりの推進[11-03] 目的 用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者等 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 インスの年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 インスの年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等	要綱 画			
接期設定 有 無 年度 法令等 元川区プロック塀等の改修助成金交付等 実施基準 法令基準内 都基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計 分野 安全安心都市[] 政策 防災・防犯のまちづくり[11] 施策 災害に強いまちづくりの推進[11-03] 道路等に面し、震度 5 強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にか用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)	かる費			
実施基準 法令基準内 枢基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計分野 安全安心都市[] 政策 防災・防犯のまちづくり[11] 施策 災害に強いまちづくりの推進[11-03] 道路等に面し、震度 5 強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にか用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)	かる費			
行政評価事業体系	かる費			
事業体系				
施東 災害に強いまちつくりの推進[11-03] 道路等に面し、震度 5 強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にか用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のブロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)				
目的 用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するこ的とする。 対象者				
的とする。 対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のプロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)	とを目 			
対象者 危険度 D (平成20年度の実態調査結果)のプロック塀等の所有者・管理者等 (平成23年度末時点:199件)				
等 (平成23年度末時点:199件)				
等 (平成23年度末時点:199件)				
震度 5 強程度の地震により倒壊の恐れがある危険なブロック塀等の改修を促進し、通行人等の地 安全性を向上させる。	震時の			
女主任を向上させる。				
助成額:撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。				
2 普及啓発活動				
助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 内容 方法:戸別訪問形式				
平成20年度調査結果概要[(財)全国建築コンクリートブロック工業会基準による。]				
危険度 A 2,386件(53.6%)安全である。 危険度 B 1,258件(28.3%)一応安全である。				
危険度 C 575件 (12.9%) 注意を要する。				
危険度 D 234件(5.2%)危険である。				
平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱策定 事業実施				
平成21年7月~9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成22~23年度 職員による普及啓発活動実施				
ナ担掛か地電味にブロック根笠が倒壊し、落にし笠にを宝さればすったがかいとう送取に売する	一 一			
大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないよう道路に面する ブロック塀等を早急に改善する必要がある。	心灰る			
(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
分記				
1				

							(単1	泣:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
算	予算額			6,460	5,188	2,056	928	928
•	決算額(24年度は見込み)			6,195	422	128	158	928
決	人件費等			847	2,443	2,616	2,541	
算 額 等	減価償却費					872	933	
額	【事務分担量】(%)			10	30	30	30	
	合計(+ +)	0	0	7,042	2,865	3,616	3,632	928
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)							
杉	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	7,042	2,865	3,616	3,632	928
実績	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
績	相談件数				21	14	36	36
の	改善件数(うち助成件数)				15 (3)	9(1)	32 (3)	32 (3)
推移								
移								

No₂

								1102
子		節・細節	平成22年度(決算)			:算)	平成24年度(予算)	
	J	日1 、 秋田日1		金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	算	委託費	事業PR委託	0	事業PR委託	0	事業PR委託	325
	· 決	補助費	補助金	128	補助金	158	補助金	600
	算	消耗品費	消耗品費 (チラシ代)	0	消耗品費 (チラシ代)	0	消耗品費(チラシ代)	3
	かの							
	内							
	訳							
	н/ \							

				指標の推	趙移		
指	事務事業の成果とする指標名	21年度	22年度	23年度	24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明
	危険なブロック塀の改善率 (数)(%)	6	10	24	30	40	改善されたブロック塀数/危険なブ ロック塀数 (234箇所) × 100
標	危険なブロック塀の改善率 (長さ)(%)	10	15	30	35	40	改善されたブロック塀延長/危険な ブロック塀延長(2,410.9m) × 100
IN							

	回
指	題
標	问題点・課
分	•
析	課

- ・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急に実施する 必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実に行うことにより、改修 工事への誘導を図る。
- ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まな | い原因の一つとなっている。

(実施 2 未実施 1 区) 2ブロック他区の実施状況 $\overline{\mathsf{X}}$

他区の実

実施区

文京区:通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区:高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2(上限15万円)を補助

問題点・課題の改善策							
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容					
	危険なブロック塀等の撤去のみではなく、補強方法を 含めた総合的な普及啓発を行う。 また、東日本大震災による損傷状況を加味し、助成対 象範囲などを再検討する。	平成20年度の調査による危険度Dのブロック塀だけでなく、東日本大震災により損傷を受けたブロック塀等も助成対象範囲とする。					
	生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携した相互 事業 P R を行う。	リーフレット、ホームページを更新し他の事業との関 連についてもより具体的に盛り込む。					

事務事簿	業の分類	分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	ガ類に少いての説明・思兄寺
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

況 (要旨)	
会 会	
要質	
旨問	
ン 状	

No1

事務事業名 老朽空家住宅除却助成制度				部課名 担当者名		づくり部建築記 加藤	課長名 内線	中山 2 8 4 7			
事務事業 及び予算	を構成す 事業コー	る小事業名 ド(24年原	3 复)	老朽空	家住宅院	除却助成事	業費(01-	11-05)			
事務事業	() 種類	新規導	事業	(2	4年度	23年度)	建設事	 業	それ以外	トの継続事業
開始年度終期設定		昭和 有		成		年度 年度	根拠法令等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	却助成金多	交付要綱
実施基準		法令基		1 考	7基準内		自基準	計画区分	4	計画	非計画
	-			安心都市		<u> </u>	日坐十	可自己力			7501124
	評価					くり[11]					
事業	体系					、) りの推進	[11-03]				
目的							を助成する 進すること)、大地震時(「る。	の安全性を	白上させ、
対象者 等						又は中小 場業等を		務のために	に行う除却は、	対象外	
内容	2 助成 (2) (4)	ERAの 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D月31F番 室で発送する 配用 できます できませる できます。 できまする できまする できまする。 できる。	が2分のに作っています。 おいまい おいまい の 書通な完け きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう かい かい まん きゅう かい	1以建壊 印 区書で服と上されている す 出有住と	れている。 おそれが る費用の 者に交付 宅の除却	こと あると診断 3分の2(限 を実施 区に提出				
経過	平成2	4年5月1日	3 荒	川区老村	污空家住	宅除却助	成金交付要	綱策定及び	が制度実施		
必要性							朽空家住宅 れているこ		す被害から[急性も高い。	区民等を守	rるために
実施方法	(1直営)	((直営の)場合	常勤	非常勤	臨時職員)	

							(単1	立:千円)
予		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算	予算額	-	-	-	-	-	-	20,900
•	決算額 (24年度は見込み)	-	-	-	-	1	-	20,900
決	人件費等	-	ı	ı	-	ı	-	
算	減価償却費		\setminus	\setminus		ı	•	
額等	【事務分担量】(%)	-	ı	1	-	ı	-	
	合計 (+ +)	0	0	0	0	0	0	20,900
の	国(特定財源)							
推移	都(特定財源)							
移	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	20,900
実績	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
績	相談件数							30
の	現場調査件数							25
推移								
移								

No2

							1102
子	節・細節		算)		算)	平成24年度(予算)	
J.		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
算	報償費					現場調査	900
決	補助金					除却費助成金	20,000
算							
の							
内							
訳							
ш							

				指標の推	移		
指	事務事業の成果とする指標名	21年度	22年度	23年度	24年度 ^(見込み)	目標値 (25年度)	指標に関する説明
	危険な老朽空家住宅の除却棟数	ı	ı	ı	20	40	累計
標							
120							

(指標分析)問題点・課題							
施区	(実施 3	X	未実施	19	区)		
施状況の実	実施区 台東区、	足立区、葛飾区					

問題	問題点・課題の改善策					
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容				

事務事	業の分類	分類についての説明・意見等			
24年度設定 25年度設定		カ類にプロでの説明・息兄寺			
重点的に推進	重点的に推進	大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守るため、必要性は高い。			

況	議
(会
要	質
旨	問
	北

平成23年第2回定例会 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について